

令和2年度 特別教育・講習会等実施計画表

(一社)鳥取県労働基準協会 東部支部

※ 諸般の事情により、開催日時等、特別教育・講習会等の中止・追加等の変更を行う場合があります。

月 日	時 間	特別教育 ・ 講習会名	開催場所
5月21日(木)	8:50 ~ 16:10	安全管理者選任時研修	労働基準協会会館
5月22日(金)	8:50 ~ 14:00		
5月27日(水)	9:00 ~ 17:00	新入社員安全衛生教育(「職場のマナー」を含む)	労働基準協会会館
6月2日(火)	13:00 ~ 16:40	熱中症予防労働衛生教育	労働基準協会会館
6月16日(火)	8:50 ~ 17:00	職長・安全衛生責任者教育(第1回)	労働基準協会会館
6月17日(水)	8:50 ~ 17:00		
6月19日(金)	8:30 ~ 18:30	5 t 未満クレーン運転業務特別教育(第1回)(学科)	労働基準協会会館
6月20日(土)	8:00 ~ 17:00	5 t 未満クレーン運転業務特別教育(第1回)(実技:各班4時間)	大鳥機工(株)
6月24日(水)	13:30 ~ 16:30	産業安全管理に関する研修(安全管理者等安全管理担当者研修)	労働基準協会会館
7月21日(火)	8:50 ~ 14:30	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育(第1回)(学科)	労働基準協会会館
7月22日(水)	8:00 ~ 17:00	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育(第1回)(実技:各班2時間)	
7月27日(月)	8:50 ~ 16:00	足場の組立て等業務特別教育	労働基準協会会館
7月30日(木)	8:50 ~ 15:00	衛生推進者養成講習	労働基準協会会館
8月5日(水)	8:50 ~ 14:30	特定粉じん作業従事者特別教育	労働基準協会会館
8月27日(木)	8:50 ~ 17:00	安全衛生推進者養成講習	労働基準協会会館
8月28日(金)	8:50 ~ 12:00		
9月10日(木)	13:30 ~ 16:30	労働衛生管理に関する研修(衛生管理者等衛生管理担当者研修)	労働基準協会会館
9月24日(木)	8:50 ~ 16:00	リスクアセスメント担当者研修	労働基準協会会館
10月23日(金)	8:30 ~ 18:30	5 t 未満クレーン運転業務特別教育(第2回)(学科)	労働基準協会会館
10月24日(土)	8:00 ~ 17:00	5 t 未満クレーン運転業務特別教育(第2回)(実技:各班4時間)	大鳥機工(株)
10月29日(木)	8:50 ~ 14:30	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育(第2回)(学科)	労働基準協会会館
10月30日(金)	8:00 ~ 17:00	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育(第2回)(実技:各班2時間)	
11月5日(木)	8:30 ~ 17:30	電気取扱業務(低電圧)従事者特別教育(学科と実技)	労働基準協会会館
11月20日(金)	8:50 ~ 17:00	特定化学物質作業主任者能力向上教育(定期教育)	労働基準協会会館
11月30日(月)	8:50 ~ 17:00	アーク溶接等業務特別教育(学科)	労働基準協会会館
12月1日(火)	8:30 ~ 12:40		
12月2日(水)	8:30 ~ 16:00	アーク溶接等業務特別教育(実技・1班)	ポリアンター 鳥取
12月3日(木)	8:30 ~ 12:00		
12月3日(木)	13:00 ~ 16:30		
12月4日(金)	8:30 ~ 16:00		
12月17日(木)	8:50 ~ 17:00	自由研削用といし取替え等業務特別教育(学科・実技:各班2時間)	労働基準協会会館
12月18日(金)	10:00 ~ 17:00	自由研削用といし取替え等業務特別教育(実技:各班2時間)	
1月20日(水)	8:50 ~ 17:00	職長・安全衛生責任者教育(第2回)	労働基準協会会館
1月21日(木)	8:50 ~ 17:00		
2月2日(火)	9:00 ~ 14:40	有機溶剤業務従事者労働衛生教育(特別教育に準じた教育)	労働基準協会会館

特別教育・講習会等の関連する法令や対象者及び開催の趣旨等について

安全管理者選任時研修 <p>安全管理者は、常時使用労働者数が50人以上の下枠(2)に記載する業種の事業場で選任しなければなりません。この安全管理者には一定の資格が必要であり、その資格の一つとして厚生労働大臣が定める研修（この「安全管理者選任時研修」です）を修了することが定められています。また、安全管理者選任報告を所轄の労働基準監督署に届け出る際には、この研修を修了していることの書面提出が求められます。</p>
新入社員安全衛生教育 <p>労働安全衛生法第59条で、労働者を雇い入れたとき、作業内容を変更したときには、従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を実施しなければならないとされています。この教育の内容についても関係規則で規定されていますが、この中で、業種にかかわらず新規採用者に共通的に必要な事項を内容とする教育を実施します。また、併せて、法令上は求められていませんが、社会人としての職場のマナーに関する教育も盛り込むこととしています。</p>
熱中症予防労働衛生教育 <p>毎年、熱中症の発生件数が増加し始める時期に、あらためて熱中症について再認識し、その予防対策、熱中症の症状、発症の際の対処方法等について、安全衛生担当者のみならず、作業の方々も対象として実施するものです。</p>
職長・安全衛生責任者教育 <p>職長教育は、新たにリーダー、係長など部下のいる最小単位のトップにつく者（法令上「職長」と呼んでいます）に対して、労働安全衛生法第60条に基づき実施しなければならない教育です。法令で規定されている対象業種は下枠(1)のとおりです。（なお、対象業種以外の業種であっても、労働災害防止の有効な教育の一つとして受講をご検討ください。） また、安全衛生責任者教育は、建設現場における下請事業者が元方との連絡調整の業務を行う者に対して、厚生労働省の通達に基づき実施しています。安全衛生責任者は職長と重なる場合が多いこと、教育内容に重複するものがあることから、建設業で受講される方に、職長教育の後に追加して受講していただいているものです。（安全衛生責任者教育は7時間の講習時間が示されていますが、職長教育と同時受講により2時間でよいことになっています。）</p>
5t未満クレーン運転業務特別教育 <p>労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「つり上げ荷重が5t未満のクレーンの運転の業務」に労働者をつかせるときに行わなければならない特別教育です。</p>
産業安全管理に関する研修（安全管理者等安全管理担当者研） <p>毎年7月1日から1週間実施される全国安全週間の準備期間である6月に、各事業場の代表者、安全担当役員、安全管理者、安全衛生推進者、その他の労働災害防止担当者や安全活動スタッフなどを対象として、その年の災害防止に関する行政の動向、重点事項等の情報提供や安全管理活動、労働災害防止活動に参考としていただける内容の研修会です。</p>
フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育 <p>労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「高さ2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合にフルハーネス型墜落制止用器具を使用して作業を行う労働者」に対して行わなければならない特別教育です。</p>
足場の組立て等業務特別教育 <p>労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務」に労働者をつかせるときに行わなければならない特別教育です。（足場の高さによる適用除外はありません。）</p>
安全衛生推進者養成講習・衛生推進者養成講習 <p>労働安全衛生法第12条の2により、常時使用する労働者数が10人以上で50人未満の事業場では、下枠(2)の業種では「安全衛生推進者」、その他の全ての業種では「衛生推進者」の選任が義務付けられています。この安全衛生推進者、衛生推進者には一定の資格が必要とされていますが、その資格の一つとして「都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者」が認められています。当支部が行う「安全衛生推進者養成講習」、「衛生推進者養成講習」がこの講習に該当します。 なお、衛生推進者の選任対象となっている業種においても、危険要因等への適切な対応を行い労働災害を防止するための「安全推進者」として「安全衛生推進者」の資格を有する者を選任することを推奨する「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」が示されていますので、衛生推進者を選任する業種の事業所におかれても「安全衛生推進者養成講習」の受講を検討してください。</p>
特定粉じん作業特別教育 <p>労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「特定粉じん作業」に労働者をつかせるときに行わなければならない特別教育です。</p>
労働衛生管理に関する研修（衛生管理者等衛生管理担当者研修） <p>毎年10月1日から1週間実施される全国労働衛生週間の準備期間である9月に、各事業場の代表者、労働衛生担当役員、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、その他の労働衛生管理等担当者などを対象として、その年の労働衛生対策に関する行政の動向、重点事項等の情報提供や労働衛生管理活動、労働災害防止活動に参考としていただける内容の研修会です。</p>
リスクアセスメント担当者研修 <p>労働安全衛生法第28条の2で規定されているリスクアセスメントの事業所内担当者（事業場のトップ、安全管理者、衛生管理者、職長等、リスクアセスメントの実施に責任を持って関与する方々）を対象に、厚生労働省の通達で示されたカリキュラムに従った内容で実施します（57条の3_化学物質リスクアセスメントを除く）。法令で規定されている対象業種は下枠(2)のとおりです。（なお、対象業種以外の業種であっても、労働災害防止の有効な手法として受講をご検討ください。）</p>
電気取扱業務(低電圧)従事者特別教育 <p>労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「低圧(直流で750V以下、交流で600V以下の電圧)の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等の区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務(対地電圧が50V以下など感電による危害を生ずるおそれのないものを除く)」に労働者をつかせるときに行わなければならない特別教育です。なお、実技教育は「開閉器の操作の業務のみを行う者」を対象とした1時間としています。低圧の活線作業及び活線近接作業を行う者を対象とする場合は、別途各事業場等で7時間の実技教育を行なっていただく必要があります。</p>
特定化学物質作業主任者能力向上教育(定期教育) ★ <p>労働安全衛生法第19条の2の規定に基づいて厚生労働省の「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」で示されたカリキュラムにしたがって実施するものです。この能力向上教育は、労働災害防止関係業務につく方に対して社会経済情勢の変化に対応した労働災害防止に関する新たな知識を付与することなどを目的としたもので、各事業所の安全衛生担当者の活動の活性化に寄与するものとして鳥取労働局や各労働基準監督署などでも受講を推奨しています。対象者は、特定化学物質作業主任者として選任されて以降、概ね5年以上を経過した方としていますが、そのほかに作業主任者の資格取得後、選任されるまでの期間が概ね5年を超えることとなる方なども受講していただくことが望ましいと示されています。当支部では、特定化学物質作業主任者を対象とした定期的な能力向上教育は次回を概ね5年程度後と予定していますので、業務従事期間が5年未満の方などであっても今回の受講をご検討ください。</p>
アーク溶接等業務特別教育 <p>労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務」に労働者をつかせるときに行わなければならない特別教育です。</p>
自由研削用といし取替え等業務特別教育（機械研削用といしを除きます） <p>労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務」に労働者をつかせるときに行わなければならない特別教育です。</p>
有機溶剤業務従事者労働衛生教育(特別教育に準じた教育) <p>厚生労働省（労働省）の通達「有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育の推進について」で示されたカリキュラムにしたがって実施するものです。この労働衛生教育は、有機溶剤業務に関して衛生のために必要な知識等を学んでいただくことを目的としています。各事業所の安全衛生確保に寄与するものとして鳥取労働局や各労働基準監督署などでも受講を推奨しています。</p>

業種に関する参考事項

(1) 職長教育の対象業種

建設業、製造業(注)、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業

(注) 製造業のうち次の(1)～(5)を除く。⇒ (1)食料品・たばこ製造業(うま味調味料製造業、動植物油脂製造業を除く)、(2)繊維工業(紡績業、染色整理業を除く)、(3)衣服その他の繊維製品製造業、(4)紙加工品製造業(セロファン製造業を除く)、(5)新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

(2) リスクアセスメント実施の対象業種（化学物質取り扱い外を除く）、及び安全管理者、安全衛生推進者を選任すべき対象業種

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅうりょう器卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅうりょう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

(★) この★印を付した教育は、次回の実施を概ね5年後に予定していますので、現在までの業務従事期間等が5年未満の方であっても、今回の受講をご検討ください。